

取組の明細（個票）

協議会名	香川県農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	整理番号 1～3 の取組額の合計が100,964千円				
対象作物	水稻、麦、大豆、飼料作物				
対象者	<p>リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）で共同申請する。</p> <p>①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行うる体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）</p>				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	<p>取組地域における生産コスト1割減に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に対する経費（※1）の助成を行う（リース物件本体価格の1/2以内）（※2）。</p> <p>※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p> <p>※2 購入選択権付リース契約は補助対象外とする。</p>				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 原則5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施すること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること（「香川県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、能力・形式等の利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。） 				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 目標年度における生産コスト削減率
- ② 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細（個票）

協議会名	香川県農業再生協議会	整理番号	2	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の廃棄に対する助成				
当該取組に係る助成金額	整理番号 1～3 の取組額の合計が100,964千円				
対象作物	水稻、麦、大豆、飼料作物				
対象者	次に掲げる者のうち、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	1台当たり2万円	助成率	定額（税抜き）		
取組内容	取組地域における生産コスト1割減に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械の廃棄に要する経費（※）の助成を行う（1台当たり2万円以内）。 ※ 購入時の本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 原則5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施すること。 				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、廃棄処理依頼書など ○ 廃棄する機械等の購入時の本体価格が50万円以上であったことが確認出来る書類</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） 廃棄価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 廃棄処理依頼書、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 目標年度における生産コスト削減率
- ② 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細（個票）

協議会名	香川県農業再生協議会	整理番号	3	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の再利用に対する助成				
当該取組に係る助成金額	整理番号 1～3 の取組額の合計が100,964千円				
対象作物	水稻、麦、大豆、飼料作物				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	購入時の本体価格の 1/2	助成率	補改修費用（税抜き）の 1/2 以内		
取組内容	取組地域における生産コストの 1 割減に向けた次の取組を支援する。 1 担い手が非担い手が所有していた機械等を再利用するための補改修に要する経費（※）の助成を行う（購入時の本体価格の 1/2 以内）。 ※ 購入時の本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 原則 5 戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施すること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、機械譲渡証明書など ○ 補修する機械等の購入時の本体価格が50万円以上であったことが確認出来る書類 2 請求時（現場検査・書類検査） オーバーホール価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における生産コスト削減率
② 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細（個票）

協議会名	香川県農業再生協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・設備等のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	整理番号4～7の取組額の合計が51,120千円				
対象作物	野菜、果樹、花き、薬用作物、黒大豆、オリーブ、ソバ、茶、油料作物（ナタネ、ひまわり）				
対象者	<p>リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）で共同申請する。</p> <p>①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業者、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）</p>				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	<p>高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。</p> <p>1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・設備等のリース導入に要する経費（※1）の助成を行う（本体価格の1/2以内）（※2）。</p> <p>※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。</p> <p>※2 購入選択権付リース契約は補助対象外とする。</p>				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること（「香川県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。） 				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 機械本体等の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における取組参加者当たりの対象品目販売額

取組の明細（個票）

協議会名	香川県農業再生協議会	整理番号	5	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	整理番号 4～7 の取組額の合計が51,120千円				
対象作物	野菜、果樹、花き、薬用作物、黒大豆、オリーブ、ソバ、茶、油料作物（ナタネ、ひまわり）				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	5,000円/㎡かつ 300万円/取組参加者	助成率	定額（税抜き）		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要な本体価格の単価10万円未満の資材購入に要する経費及びパイプハウスのパイプ・フィルムの助成を行う。 2 肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は対象外。				
取組要件	○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ 資材購入数量は、取組計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 設置場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 資材購入後に写真撮影を実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 資材購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における取組参加者当たりの対象品目販売額

取組の明細（個票）

協議会名	香川県農業再生協議会	整理番号	6	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成（永年性作物の苗木）				
当該取組に係る助成金額	整理番号 4～7 の取組額の合計が51,120千円				
対象作物	果樹、茶、オリーブ				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	100,000円/10a	助成率	定額（税抜き）		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要な苗木の購入に要する経費の助成を行う。				
取組要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ 苗木の購入数量は、生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。 				
要件の確認方法	<p>1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 苗の植付場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写しなど</p> <p>2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】 ○ 苗植付後に写真撮影を実施 【確認書類】 ○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 苗木に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など</p>				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する。）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における取組参加者当たりの対象品目販売額